

○ 犯罪被害者等の一時避難場所費用に係る公費負担要領の制定について（通達）

〔 令和5年3月7日付け県相甲達第12号、
会甲達第8号
石川県警察本部長から部課署長あて 〕

- 対号1 平成22年6月14日付け県相甲達第7号、会甲達第12号、刑企甲達第52号、捜一甲達第34号「犯罪被害者等の一時避難場所確保に係る公費負担要領の制定について（通達）」
- 対号2 令和3年3月19日付け県相甲達第3号、会甲達第9号、刑企甲達第32号、捜一甲達第37号「犯罪被害者等の一時避難場所確保に係る公費負担要領の一部改正について（通達）」

犯罪被害者等の一時的な緊急避難場所の費用に係る公費負担制度については、対号に基づき実施しているところであるが、この度、「犯罪被害者等の一時避難場所確保に係る公費負担要領」を見直し、新たに別添のとおり「犯罪被害者等の一時避難場所費用に係る公費負担要領」を制定し、令和5年4月1日から実施するので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、対号は令和5年3月31日をもって廃止する。

別添

犯罪被害者等の一時避難場所費用に係る公費負担要領

1 目的

この要領は、犯罪被害者及びその家族又は遺族（以下「被害者等」という。）が一時的な緊急避難の場所として宿泊したホテルその他の宿泊施設（以下「一時避難施設」という。）の宿泊費用を公費で負担することについて必要な事項を定め、もって、被害者等の精神的、経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

2 支援対象者

次のいずれかに該当し、かつ、自ら避難場所（公的施設のほか、親類、知人宅等を含む。）を確保することが困難であると認められる被害者等とする。

- (1) 自宅が犯罪行為の現場となったため、当該犯罪行為に起因する自宅の破壊、汚損などにより、被害者等が当該自宅に居住することが困難な状況であるとき。
- (2) 自宅が犯罪行為の現場となるなど、被害者等が当該自宅に引き続き居住することにより、精神的な二次的被害を受けるおそれがあるとき。
- (3) 被害者等が加害者による再被害、関係者による報復等の加害行為を受けるおそれがあるとき。
- (4) 社会的反響が大きい事件で、被害者等の平穏な生活が阻害されるなど、精神的な二次的被害を受けるおそれがあるとき。
- (5) その他犯罪被害者等支援を実施する上で警察署長又は高速道路交通警察隊長（以下「警察署長等」という。）が必要と認めたとき。

3 対象経費

一時避難施設における宿泊費用（サービス料、消費税及び特別地方消費税を含む。）とし、飲食代、通信費等は含まないものとする。

4 対象期間

原則として3泊以内とする。ただし、警察署長等が必要と認めたときは、警務部県民支援相談課長（以下「県民支援相談課長」という。）と協議の上、期間を延長することができるものとする。

5 適用除外事由

公費で負担することが社会通念上適切でないとき、これを行わないものとする。

6 手続

- (1) 警察署長等は、支援対象者が、この制度の適用を希望するなど対象経費を公費負担する必要があると判断した場合は、別記様式「一時避難場所費用に係る公費負担申請書」により警察本部長に申請するものとする。
- (2) 県民支援相談課長は、前記の申請を受けた場合、必要により警察本部事件主

管課長と公費負担の要否について協議するものとする。

7 運用上の留意事項

(1) ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）に基づく一時保護等、他制度による公的機関への避難や必要経費の公的給付が可能な場合及び親類、知人宅等への避難が可能な場合は、同避難場所の利用を優先させること。

(2) 一時避難施設は、事案の内容、地域の実情等を勘案の上、一時避難に適した施設を選定すること。

なお、一時避難施設へ協力要請を行う際には、支援対象者に係る個人情報の保護に細心の注意を払うこと。

(3) この制度の趣旨に鑑み、支援対象者の氏名、一時避難施設の名称及び場所等、一時避難措置に関係する事項について保秘を徹底すること。

(4) 支援対象者の避難後は、必要に応じて一時避難施設周辺の警戒をするなど、支援対象者の保護に十分留意すること。

(5) 執務時間外であってもスムーズに対応できるよう、あらかじめ管内に協力施設を確保しておくよう努めること。

また、管外に所在する施設を利用する場合もあるため、近隣署間において協力施設に関する情報の共有を図ること。

8 その他

この制度の運用に当たって、疑義が生じた場合は、県民支援相談課長と協議するものとする。